

評価基準

1 評価方法

(1)企画提案資料と各事業者が行うプレゼンテーションに基づき、評価委員会の各評価委員の採点により評価する。

(2)評価項目・評価のポイント及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
提案事業者に関する事項 (25 点)	実施体制の妥当性	・確実に業務を実施できる体制が整っているか	10
	類似業務実績	・類似業務の経験やノウハウを有しているか	10
	社会貢献活動等に係る認証等の有無	・企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか ①浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 ②浜松市消防団協力事業所の認定 ③浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 ④健康経営優良法人の認定（経済産業省） ⑤浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 ⑥浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	5
業務目的に関する事項 (15 点)		・脱炭素経営に関する国内及び国際動向に精通しているか ・本市の産業構造や温室効果ガス排出状況を踏まえた業務提案となっているか	15
業務内容に関する事項(50 点)	プログラム	・各プログラムの狙いや内容は妥当か ・各プログラムにおいて、相応しい講師が選定され、その招へいが期待できるか ・全 6 回のプログラムを通じて、参加企業の脱炭素経営の推進が期待できる内容か ・事業者の経験やノウハウを踏まえた創意工夫が含まれているか	40
	会議運営	・役割分担が明確であり、円滑な会議運営が期待できるか	10
業務実施スケジュール (10 点)		・9 月の開講に向けたスケジュール（企画・受講者募集）は妥当か ・各回開催のスケジュールは妥当か	10
合計			100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

2 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5 点満点、10 点満点、15 点満点、40 点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

<選定評価基準>

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5 点	5	4	3	2	1
10 点	10	8	6	4	2
15 点	15	12	9	6	3
40 点	40	32	24	16	8

なお、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」に関する項目については、上表によらず、次のとおり採点する。

- ・4 項目以上取得…5 点、2～3 項目取得…3 点、1 項目取得…1 点

3 提案者の順位の決定方法

(1)一次審査（書面審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- (イ) 第 1 次審査の結果、平均が 60 点以上の者に対し、イの第 2 次審査を行う。
- (ウ) 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 7 年 5 月 21 日（水）までに書面にて通知する。

(2)二次審査（ヒアリング）

- (ア) 提出された企画提案書等とヒアリング内容を踏まえ、評価基準に従って審査を行い、一次審査の点数を適宜見直し、最終的な点数とする。
各評価委員の採点の平均点が最も高い者を受託候補者とする。
- (イ) 評価委員の合計点の平均が 60 点以上であることを提案特定の最低条件とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- (ウ) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ① 評価項目「業務内容に関する事項」の点数が高い者を上位とする。
 - ② ①も同点の場合は、評価項目「業務目的に関する事項」が高い者を上位とする。